

陸 高 保 号 外

令和 2 年 6 月 22 日

保険医療機関等の長 様

陸前高田市長 戸 羽 太  
( 公 印 省 略 )

中学生を対象とした現物給付の実施について（依頼）

当市の医療費給付事業等につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、小学生までを対象として実施して参りました医療費給付事業の現物給付について、県内市町村統一で中学生世代まで拡大されることとなりました。

つきましては、当市における事業の内容を下記のとおりとしましたので、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

#### 1 事業概要

##### (1) 事業名称

子ども、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭等医療費給付事業

##### (2) 対象者

出生から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者とする。

##### (3) 給付額

対象者に係る医療費の一部負担金の全額とする。（入院時食事療養費に係る標準負担額、高額療養費及び保険給付の対象とならない費用を除く。）

#### 2 開始時期

令和 2 年 8 月診療分からとする。

#### 3 問い合わせ先

陸前高田市福祉部保健福祉課国保介護係

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5（陸前高田市役所 2 号棟）

TEL 0192-54-2111（内線 249） FAX 0192-55-6118

# 医療費給付事業の現物給付対象拡大について

資料


【令和2年7月31日診療分まで】

子ども	重度心身障がい者(児)	ひとり親家庭(子)
	年齢制限なし	
高校生	高校生	高校生
中学生	中学生	中学生
小学生	小学生	小学生
未就学児	未就学児	未就学児



【令和2年8月1日診療分から】

子ども	重度心身障がい者(児)	ひとり親家庭(子)
	年齢制限なし	
高校生	高校生	高校生
中学生	中学生	中学生
小学生	小学生	小学生
未就学児	未就学児	未就学児

: 現物給付の対象

※高校生以上についてはこれまでと変更ありません。